新型コロナウイルスに負けない!

市民のくらしを守る支援策

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた沖縄市民の生活・雇用を守るため、市独自の緊急経済対策【第2弾】を実施します。

経済分野

1. 助成事業

(1) 農業者に対する支援 / 担当課：農林水産課（内線3229）

新型コロナウイルス感染症の影響により売上等が減少した農業者に対し、支援金10万円を給付します。

[対象] 売上等が減少した農業者（要件があります）

(2) 畜産業者に対する支援 / 担当課：農林水産課（内線3229）

新型コロナウイルス感染症の影響により売上等が減少した畜産業者に対し、支援金10万円を給付します。

[対象] 売上等が減少した畜産業者（要件があります）

(3) 漁業者に対する支援 / 担当課：農林水産課（内線3229）

新型コロナウイルス感染症の影響により売上等が減少した漁業者に対し、支援金10万円を給付します。

[対象] 売上等が減少した漁業者（要件があります）

2. 緊急雇用

新型コロナウイルス感染症の影響により就労機会を失った者を一時的に雇用 / 担当課：人事課（内線2350・2356）教育委員会 教育総務課（内線2703）

新型コロナウイルス感染症の影響により就労機会を失った者を、会計年度任用職員として雇用します。

最長6か月：40名

[対象] 就労機会を失った者

こどものまち分野

1. 助成事業

(1) ひとり親世帯等への支援 / 担当課：こども家庭課（内線3195）

ひとり親世帯等に臨時の特別給付金 3万円を給付します。

[対象] ・児童扶養手当受給世帯（申請不要）

・公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない者（申請不要）

・収入が減少したひとり親世帯（要申請）の申請方法等については、決まり次第お知らせします。

※それぞれ要件があります。

(2) 放課後児童クラブへの延長開所及び感染防止に関する支援 / 担当課：こども家庭課（内線3411）

放課後児童クラブにおいて、小学校の臨時休業に伴い午前中から開所した際の運営費および新型コロナウイルス感染症の感染防止に係る費用 上限50万円を給付します。

[対象] 市内放課後児童クラブ

教育分野

1. 教育支援

(1) 小中学校の給食費等の支援
/ 担当課 : 沖縄市立学校給食センター (TEL 098-929-4776)

市内在住の小中学生の給食費等(5月分〜7月分)を支援します。
[対象] 市内に在住する小中学生のいる保護者

(2) 学習者用端末の整備 / 担当課 : 沖縄市立教育研究所 (TEL 098-989-6566)

児童・生徒 1人1台の学習者用端末を整備します。
[対象] 市立小中学校

福祉分野

1. 助成事業

(1) 介護施設等(通所・訪問系)の感染防止に関する支援(拡充)
/ 担当課 : 介護保険課 (内線3098)

介護施設等(通所・訪問系)に、新型コロナウイルス感染症の感染防止に係る費用5万円を給付します。
[対象] 市内に通所・訪問系の介護施設等を有する法人

(2) 障がい者施設等(通所系)の感染防止に関する支援(拡充)
/ 担当課 : 障がい福祉課 (内線3161)

障がい者施設等(通所系)に、新型コロナウイルス感染症の感染防止に係る費用5万円を給付します。
[対象] 市内に通所系の障がい者施設等を有する法人

(3) 住居確保給付金 / 担当課 : 保護管理課 (内線2151)

新型コロナウイルス感染症の影響による離職者等に、一定期間、家賃相当額を給付します。
[対象] 感染症の影響による離職者等

地域分野

1. 自治会支援

(1) 自治会の感染防止に関する支援 / 担当課 : 市民生活課 (内線2214)

自治会に、新型コロナウイルス感染症の感染防止に係る費用(7万円〜14万円)を給付します。
[対象] 市内37自治会

※各支援策の詳細については、市公式ホームページでご確認いただくか、各担当課までお問い合わせください。
TEL 098-939-1212(代表)

国民健康保険・後期高齢者医療制度の保険料の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす方は、保険料が減免となります。

■要件

新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯の方	**保険料を全額免除**
新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方	**保険料の一部を減額**

生計維持者・・・世帯主（擬制世帯主含む）

■保険料が一部減額される具体的な要件

世帯の主たる生計維持者について
(1) 事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
(2) 前年の所得の合計額が1000万円以下であること
(3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること
※申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります。

減免対象保険料、減免割合等については、市公式ホームページをご確認ください。

お問い合わせ　国民健康保険課 保険料第2係（内線 2106・2108）　後期高齢医療係（内線 2128）

新型コロナウイルス感染症に係る
国民健康保険・後期高齢者医療制度「傷病手当金」の支給

■支給対象者

1. 沖縄市国民健康保険または後期高齢者医療制度の被保険者
2. 給与の支払いを受けている者
3. 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり感染が疑われ、療養のために労務に服することができなくなった者
4. 療養のため労務に服することができない期間に対する給与の支払いを受けられないか、減額されて支払われている額が下記の計算方法で算出される額より少ない者

■支給期間　労務に服することができなくなった日から起算して4日目以降就労を予定していた日

■支給される額

$$\frac{\text{直近3ヶ月間の給与収入の合計}}{\text{給与収入の就労日数}} \times \frac{2}{3} \times \text{支給日数}$$

※休業補償を受けていたり、一部給与等の支払いがある場合は、減額又は支給されない場合があります。

■適用期間　令和2年1月1日から令和2年9月30日の間で療養のため、労務に服することができない期間（ただし、入院が継続する場合等は、最長1年6月まで）

■申請方法　指定の様式に必要事項を記入の上、国民健康保険課（給付係または後期高齢医療係）へ申請者の被保険者証（写し）を添えて申請してください。
・新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、郵送での手続きを推奨しております。
・指定の様式は、市公式ホームページからダウンロードすることができます。
・労務不能であった日毎に、その翌日から2年で時効となり、申請受付できなくなります。

お問い合わせ　国民健康保険課 給付係（内線2114）　後期高齢医療係（内線2101）

介護保険第1号被保険者の介護保険料の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす方は、保険料が減免となります。

■要件

新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯の方	**保険料を全額免除**
新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方	**保険料の一部を減額**

■保険料が一部減額される具体的な要件

世帯の主たる生計維持者について
(1) 事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
(2) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること
※申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります。

減免対象保険料、減免割合等については、市公式ホームページをご確認ください。

お問い合わせ　介護保険課 保険料係（内線 3146・3147）

新型コロナウイルス感染対策へのご支援ありがとうございました。

寄 贈 者	寄付・寄贈品
ちゅライフサポート（代表者　知花 朋弥）	布マスク 76枚［地域包括支援センターへ］
沖縄市管工事協同組合（代表理事　饒波 正司）	マスク 500枚 次亜塩素酸水 10リットル［上下水道局職員等へ］
HENZA（代表取締役　平安座 朝弥）	N99マスク 50枚［消防本部救急隊員へ］
株式会社アルバトロス（代表取締役社長　羅 哲峻）	マスク 1,000枚 フェイスシールド20枚［消防本部救急隊員へ］
韓国式チキンの辛ちゃん（代表者　ハムビョンジュン）	マスク 4,000枚［母子手帳交付時に配布］
沖縄市民　張替　進一	マスク 500枚 ビニール手袋　500枚［健康福祉部へ］

寄 贈 者	寄付・寄贈品
一般社団法人 沖縄青年会議所（理事長　比嘉 大志）	マスク 100枚［母子生活支援施設レインボーハイツへ］
株式会社　沖創建設（代表取締役社長　小橋川 朝和）	ビニール合羽 200枚［中部地区医師会へ］
株式会社アミューズメントドリーム（代表取締役社長　具志堅 和男）	マスク 2,000枚［調整中］
SIMPLE　LIFE（代表　仲宗根 明志）	マスク 1,500枚［選挙管理委員会へ］
オフィスパーティーズ 株式会社（代表取締役社長　廣田 剛）	マスク用 使い捨てシート 1,500枚［市内こどもの居場所へ］
個　人	寄付金 10万円［市内こども関連施設へ］

特別定額給付金の申請はお済みですか？

世帯主に対して申請書を郵送しています。

お一人様、10万円の給付です。
受付期間が令和2年8月24日までとなっております。
まだ申請がお済みでない方は、**早めの申請**をお願いします！

お問い合わせ先はこちら▶▶▶▶▶▶▶▶▶
（沖縄市特別定額給付金コールセンター）　**TEL 098-923-1238**（平日 8:30〜17:15）